鶴留社会保険労務士事務所
社会保険労務士　鶴留　舞
〒820-0040　飯塚市吉原町 6-12
飯塚商工会議所ビル 603
TEL：０９４８－２８－２４４４
FAX：０９４８－２８－２４４８

鶴留社会保険労務士事務所だより

雲外蒼天　８月号

労働安全衛生法の改正案が成立

５月号で概要を記載しました改正案が成立しました（資料を同封しています）

◆ストレスチェックの義務化

医師、保健師などによるストレスチェックの実施が事業者に義務付けられることになりました（従業員 50 人未満の事業場については、当分の間努力義務）。

これにより、企業は社員が精神疾患を発症する前に対策をとることが求められます。

◆精神疾患による労災件数

過労や職場でのいじめにより「うつ病」などの精神疾患を発症したとして労災申請をした人数は、2013 年度には 1,409 人となり、過去最多を更新しました。また、実際に労災認定された人は２年連続で 400 人を超えています。

メンタルヘルス不全や精神疾患の発症を招かないためには、事前の対策が重要です。長時間労働や過重労働は、日ごろの労務管理で対応し、併せてメンタルヘルス関連サービスのご利用もご検討ください。

メンタルヘルス対策はMHR．にお任せください！！

http://mhr.me

換気装置の設置も「受動喫煙防止対策助成金」の交付対象に

◆安衛法の改正に伴う交付要領の改正

2014年６月25日に改正労働安全衛生法が公布され、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者および事業場の実情に応じ適切な措置を講ずる努力義務が課せられるとともに、国も必要な援助に努めることとされました。

これにより、７月１日付けで「『受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について』の一部改正について」という文書が出され、一定の要件を満たす換気装置を設置する事業所等も、本助成金の交付対象とされることとなりました。

◆改正により新たに交付対象となったのは？

改正前の本助成金は、事業場内において、喫煙室以外をすべて禁煙とし、一定以上の基準を満たす喫煙室を設置する場合に、その設置費用の一部を助成するものとされていました。

しかし本改正により、上記以外の受動喫煙防止措置として、一定の要件を満たす換気装置の設置等の措置を講ずる場合の、工費、設備費、備品費および機械装置費等も交付対象となりました。

海外勤務者の安全管理に役立つ「たびレジ」サービス開始

◆サービス発足のきっかけ

最近は、中国をはじめ東南アジア各国に進出する企業が増え、海外に赴任したり出張したりする従業員も増えていますが、それに伴い自然災害や暴動等、不慮の事故に巻き込まれてしまうケースも増えています。

2014 年7月1日より外務省がサービスを開始した「たびレジ」は、「在留届」の提出を義務付けられていない3カ月未満の短期渡航者を対象にしたサービスで、2013 年1月にアルジェリアで起こった人質拘束事件をきっかけに設けられました。

◆「在留届」とは？

外国に住所または居所を定めて3カ月以上滞在する場合、その住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館（以下、「在外公館」という）に、氏名、本籍、海外での住所、留守宅などの連絡先、旅券番号、同居家族（配偶者、子ども）などを記入した「在留届」の提出を義務付けています（旅券法 16 条）。

届出は、現地到着後、住所等が決まったら「在留届電子届出システム（ORRnet）」サイトから行うか、もしくは「在留届」用紙の持参、FAX、郵送により行います。

短期渡航者も、「在留届」を提出すれば緊急時に在外公館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられますが、「たびレジ」では、出国前に専用サイトで所定の情報を登録しておくことで同様の効果が得られます。

◆利用方法は？

「たびレジ」サイトで旅行日程・滞在先等の情報や連絡を希望するメールアドレス等を登録しておくと、登録したすべてのメールアドレスで滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などを受け取ることができます。

本人以外に家族や職場のメールアドレスも登録できますので、緊急時に情報を共有することができて便利です（登録した情報は帰国後 1 カ月で削除される）。

緊急事態発生時には連絡手段の確保が難しいこともありますので、今後、従業員が海外へ出張等する際にこのサービスを利用してみてはいかがでしょうか。

職業生活を通じて活用できるツールに？

「キャリア・パスポート」創設の動向

◆「キャリア・パスポート」創設の検討が始まる

ジョブ・カードの普及が遅れており、せっかく取得しても活用できない状況にあることが指摘されています。

そこで厚生労働省では、ジョブ・カード制度を大幅に改編し、「キャリア・パスポート制度」（仮称）に移行する検討を開始しました。

◆構想の内容

産業競争力会議の「雇用・人材分科会」では、「キャリア・パスポート」（仮称）の構想について、「学生段階から職業生活を通じて活用できるものとすることや、企業及び働き手の双方にしっかり浸透する仕掛けとして、雇用保険二事業の助成金支給の必要条件とすること等、労使の理解を得つつ、抜本的に見直す」とともに、「電子化してネット上での共有を図り、円滑な労働移動につなげる等、外部労働市場の構築に資する方策を検討する」こと等としています。

◆マッチングツールとして普及させるために

このキャリア・パスポートの目的は、その取得により外部労働市場で通用するマッチングのためのツールとして活用できるようにすることです。

そのための見直し検討事項として、様々な場面で活用可能とするための様式のあり方、関係情報の電子化、ＳＮＳに掲載して活用する場合の条件整備などが課題となりそうです。

◆今後の動きは？

厚生労働省では、平成 27 年2月頃を目標に、最終的な構想案を提示する方針です。

助成金支給の必要条件とすることが検討されていることから、創設の影響は決して小さくないものと思われます。

中小零細企業の経営を支援する「よろず支援拠点」とは？

国が設置する「経営相談所」

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所のことで、経済産業省・中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置されています。

経済産業省は、平成 26 年度から各都道府県に1カ所ずつ、地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営上の相談に応えるため、このよろず支援拠点を整備することとしています。

先月2日に 40 拠点が開設しましたが、同月 30 日には新たに7拠点が開設され、全国 47 都道府県に「よろず支援拠点」が開設されています。

最寄りのよろず支援拠点へ直接連絡すると、専門のスタッフが相談に応じ、適切な解決方法を提案してもらえるとのことです。

開設に至った背景

全国 385 万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者については、地域の経済や雇用を支える重要な存在であるにもかかわらず、その相談対応を担う既存の支援機関の、機関ごと・地域ごとに支援のレベルや質、専門分野、活動内容等のばらつきが課題となっていました。

そこで、相談体制の整備が必要ということになり、開設に至ったとのことです。

主な役割と具体的な業務は？

「よろず支援拠点」の主な役割と具体的な業務には、以下のものがあります。経営のことで困ったことがあれば、一度相談してみるのもよいかもしれません。

(1)総合的・ 先進的アドバイス	(2)支援チーム等の編成支援	(3)的確な支援機関等の紹介
他の支援機関では十分に解決できない経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析。解決策を提示し、フォローアップも実施する。具体的な支援のイメージとしては、売上拡大（新規顧客獲得や海外進出等）、再生・経営改善、現場改善（生産性向上）等。	中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援。支援チーム編成のため、複数の支援機関、公的機関等の「支援専門家」や、大学、大企業等の事業連携の相手先との調整。具体的な支援のイメージとしては、企業が抱える複数の経営課題に対し、適切な支援ができる機関・専門家による支援チーム編成の主導等。	支援機関等との接点がなく、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口としての相談対応。相談内容に応じて、適切な支援者につなぐことによる支援機関・専門家の紹介。

広告＾＾；

やっとMHR．のホームページが一応公開できるようになりました。お問い合わせいただいた皆様、お待たせして申し訳ありませんでした。またご興味を持っていただいた皆様、どうぞご覧下さいませ。鶴留も新事業もこれから成長していきます！ご指導、応援のほどよろしくお願いいたします m(_ _)m

8 月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

11 日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］
○ 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞［労働基準監督署］

9 月 1 日

○ 個人事業税の納付＜第 1 期分＞［郵便局または銀行］
○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第 2 期分＞［郵便局または銀行］
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］

病気療養のため休職していた古井が退職しました。
短期間ではありましたが、皆様に可愛がっていただき本人もとても感謝しておりました。
療養中に皆様からいただいた励ましのお言葉は、すべて本人へ伝えました。
本来なら本人からご挨拶させていただくところですが、体調不良のため、お許し下さい。
大変お世話になりました。
本当に有難うございました。

子供たちの夏休みが始まりました

学校給食の有難さを感じているのは子供より親の方かもしれません。
早く2学期が始まってほしいと心から思います（--;）
ただ、小学生の子供たちはちょっとした戦力にもなります。今月号の雲外蒼天の発送準備は子供たちに任せました
（宛名シールが曲がっているかもしれません^^;）

先月、ある女性経営者に「子供はその子のスピードで成長する」と教えていただきました。
のんびり、ゆっくり成長する我が子と、せっかちな私
反省すべきは私でした。
この夏休みに親子の共育を目指します^^